



健康保険証が廃止され、マイナンバーカードと保険証を一体化した「マイナ保険証」に一本化されます

●従来の保険証は、令和6年12月2日に廃止されます

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化の方針に基づき、従来の健康保険証は令和6年12月2日に廃止され新規発行が終了します。

廃止の時点で発行済みの健康保険証は、改正法の経過措置により廃止日から最長1年間は引き続き使用することが可能です。

●今お持ちの保険証は、有効期限が切れるまで廃棄しないでください

立川市国民健康保険被保険者証をお持ちの方は、12月2日以降も証に記載された有効期限(最長有効期限：令和7年9月30日)まで引き続き使用することが可能です。ただし、証の記載内容の変更や、破損などが生じた場合、期限前に使用できなくなります。

●令和6年12月2日以降はマイナ保険証をご利用ください

12月2日の健康保険証廃止以降は、マイナ保険証の提示が基本となります。

利用登録は医療機関・薬局や国が運営するホームページ「マイナポータル」などから行います。

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナ保険証をご利用ください。

●マイナ保険証を保有していない方には、「資格確認書」を交付します

12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、国保への加入や転居などのお手続き時に「資格確認書」を交付します。こちらを医療機関に提出することにより、保険証と同様に、引き続き受診をすることができます。

国民健康保険制度について

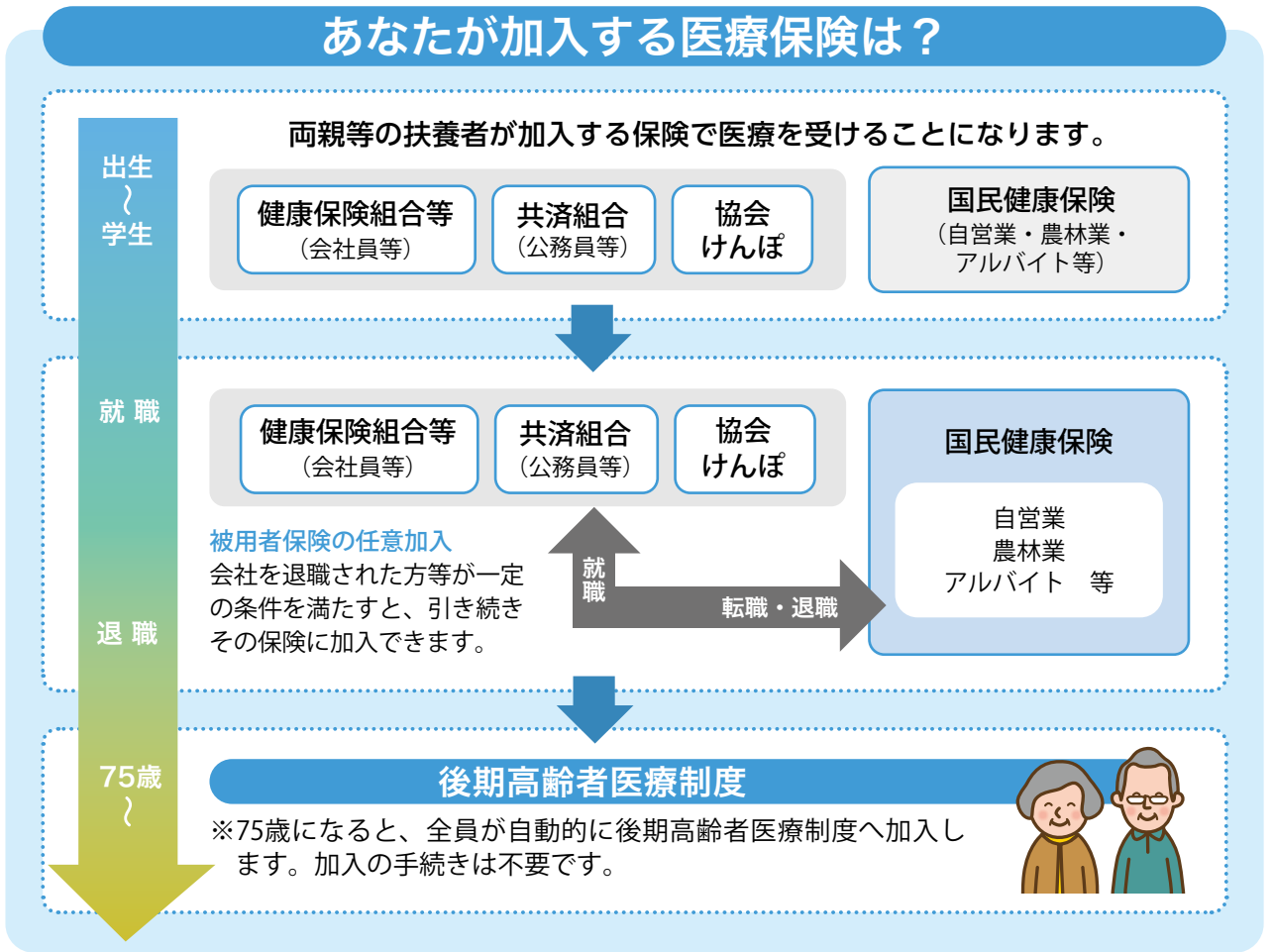
国民皆保険制度とは？

日本では、みんなが安心して医療を受けられるように、全ての人がいずれかの医療保険に加入することになっています(皆保険制度)。

医療保険制度とは、日ごろから被保険者(加入者)が所得などに応じた保険料を出し合うことで、病気やケガをしてしまったときにかかる医療費の負担を軽くすることを目的とした**助け合いの制度**です。

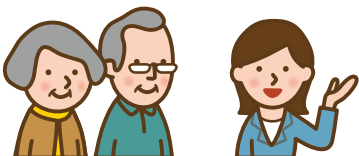
加入者は医療費の一部を支払うだけで診療が受けられますが、残りの医療費は加入者から納付していただく保険料などを財源として保険者(都道府県・市町村や組合・企業など)が医療機関に支払っています。

あなたが加入する医療保険は？



国民健康保険の加入・脱退などの手続き

右記に該当するときは、必ず手続きが必要です。



	こんなとき	ご用意いただくもの
国保に加入	転入してきたとき	転出証明書
	他の保険を脱退したとき	加入していた医療保険の資格喪失証明書等
	生活保護を受けなくなったとき	保護受給証明書等
	子どもが生まれたとき	国保加入者の世帯員の保険証
国保を脱退	転出するとき	保険証
	他の保険に加入したとき	国保と加入した医療保険の保険証
	生活保護を受けることになったとき	保護受給証明書等、保険証
その他の変更	市内転居や氏名、世帯主などが変わったとき	保険証
	保険証の再発行(紛失した場合など)	本人確認資料
	修学のため他の市町村に住むとき	在学証明書、転出先の住民票、保険証

●保険証を直接お渡しする際には、運転免許証等の本人確認書類が必要となります。

国民健康保険で受けられる給付

医療機関などの窓口での負担 (一部負担金)

医療機関などを受診するときは、保険証などを提示すれば、医療費の一部の負担で医療を受けることができます。
医療機関の窓口で負担する割合(自己負担割合)は右表の通りです。

年 齢	自己負担割合	
義務教育就学前まで	2 割	
義務教育就学後から69歳まで※1	3 割	
70歳から74歳まで※1	2 割または 3 割	同一世帯に住民税課税標準額が145万円以上の70歳から74歳までの国保加入者がいる場合は3割になります。※2

※1 70歳の誕生日の翌月(誕生日が1日の方はその月)から2割または3割になり、割合が記載された高齢受給者証が交付されます。
※2 同一世帯の収入や所得の状況により2割になるときもあります。手続きが必要な方には、こちらから通知しています。

高齢受給者証について

70歳から74歳の方は、本人や世帯員の所得の状況により自己負担割合が異なるため、「**高齢受給者証**」を交付しています。
高齢受給者証は70歳の誕生日の翌月(誕生日が1日の方はその月)から利用しますので、70歳を迎える月に郵送で送付しています。
受診の際には保険証と一緒にご提示ください。

一部負担金の減免・徴収猶予 **申請が必要です**

災害や、病気、ケガ、失業その他の特別な事情により著しい損害を受け、あらゆる資産の活用を図ったにもかかわらず、一時的に生活が困窮し、支払いが困難な場合に、一部負担金の**減免または猶予の制度**があります。
なお、減免は3か月以内、猶予は6か月以内となります。

国民健康保険にはほかにもこんな給付があります **申請が必要です**

療養費



全額自己負担したときなど

やむを得ず保険証を持たずに医療機関などを受診し、医療費の全額を支払ったときや、医師の指示により補装具を作ったときなどに支給されます。申請には、「診療報酬明細書」や「医師の証明書(作成指示書や同意書)」および医療機関にお支払いになった際の「領収書」が必要です。

申請に必要なもの

- 受診した方の保険証
- 世帯主名義の口座のわかるもの
- その他(下表参照)

● 療養費申請に必要なもの(全て原本)

	診療報酬明細書	医師の同意書・指示書	領収書	パスポート
やむを得ず全額自己負担したとき	○		○	
補装具を購入したとき※1		○	○	
海外渡航中に診療を受けたとき	○ (翻訳も必要)		○ (翻訳も必要)	○

※1 治療用装具の写真が必要な場合があります。

高額療養費



医療費が高額になったとき

1か月に支払った医療費が世帯ごとに決められた自己負担限度額を超えたときに支給されます。該当の方には診療の約3か月後に市からお知らせを送付しています。
また、事前に「限度額適用認定証」の交付を受け医療機関で提示すると医療機関での支払い時に限度額までの支払いにすることもできます。

入院時食事費用の減額



入院するとき

住民税非課税世帯の方が入院する際は、食事にかかる標準負担額が減額されます。事前に「標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

申請に必要なもの(退院後に請求する場合)

- 対象者の保険証
- 90日以上入院しているときは入院期間が確認できる領収書(所得区分才またはⅡの認定証をお持ちの方のみ)

出産育児一時金



出産したとき

加入者が出産したとき、一時金が支給されます。加入者の負担軽減のために、出産費用の支払いの一部に一時金を充てることができる「直接支払制度」「受取代理制度」があります。事前に出産する病院などにご確認ください。なお、出産費用が一時金に満たないときや、直接支払制度・受取代理制度を利用していないときは、申請が必要です。

申請に必要なもの

- 出産した方の保険証
- 世帯主名義の口座がわかるもの
- 領収書
- 直接支払利用の有無が確認できる書類
- 医師の証明書(死産・流産のときのみ)

葬祭費



亡くなったとき

加入者が亡くなられたとき、その方の葬儀を行った喪主の方に葬祭費として5万円が支給されます。

申請に必要なもの

- 亡くなられた方の保険証
- 喪主名義の口座がわかるもの
- 喪主が確認できる領収書か会葬礼状の写し

重 要 (ポイント)

医療機関での受付時にマイナンバーカードを保険証として提示し、限度額情報の提供にご同意いただければ、支払いは限度額までとなります。「限度額適用認定証」や「標準負担額減額認定証」の事前申請や提出は不要※となりますので、マイナンバーカードをぜひご利用ください。
※受診月以前12か月の入院日数が90日を超える方や、保険料の滞納がある世帯は申請が必要です。

健康診査等で生活習慣病を早期発見！早期予防！

特定健康診査はメタボリックシンドロームの早期発見と予防・改善を目的としており、糖尿病や心筋梗塞などの早期発見に役立ちます。
より詳細な項目を検査する、人間ドックと脳ドックの利用補助も行っています。健康診査等を活用して、ご自身の生活習慣を振り返るきっかけにしましょう。

	特定健康診査	または	人間ドック	脳ドック
対象者	40歳以上の立川市国保ご加入の方		30歳以上の立川市国保ご加入の方 ・脳ドックは、50歳以上の方は年度に1回、50歳未満の方は2年度に1回となります	
実施期間	令和6年5月15日～令和7年3月31日		通年	
費用	無料 (大腸がん検診 追加希望者のみ 300円)		各医療機関によって異なる 人間ドック 20,000円 補助	各医療機関によって異なる 脳ドック 15,000円 補助
実施場所	立川市内医療機関等およそ120か所		下記検査内容を満たせば全国どの医療機関でも可	
内容	問診・身体測定・血圧測定・尿検査・血液検査 ・理学的検査(視診等)・尿潜血・総コレステロール・腎機能等 ▶医師の判断による追加 心電図・眼底 ▶希望者のみに実施 胸部X線・大腸がん検診		左記健康診査項目のほか、眼底・眼圧・視力・聴力・呼吸機能・胸部X線・胃部X線・食道部X線・十二指腸X線・血液詳細検査・大腸がん検診 ▶X線は、内視鏡等代替となる検査でも可	MRI、MRA
案内書類	対象者に受診券を送付します。 年度途中に国保に加入された方などは、健康推進課へお電話ください。		申請手続きや契約医療機関一覧については、立川市ホームページをご覧ください。また、「案内チラシ」の郵送を希望する方は、保険年金課業務係へお電話ください。	
受診に関する注意点	冬になるとインフルエンザ等の予防接種や風邪などで病院が大変混み合い予約がとりにくくなります。早めのご予約、ご受診をお願いいたします。	補助に関する注意点	①健康診査と人間ドック補助は、年度内に どちらか1回 しか利用できません。ただし脳ドックと特定健康診査の併用は可能です。 ②保険料の未納がある場合は、ご利用いただけない場合があります。 ③ 結果票の提出が必須となります。提出いただけない場合は補助できません。	

・後期高齢者医療制度にも同様の制度があります。

生活習慣・健康支援(糖尿病性腎症重症化予防プログラム)

無料

2つのプランから選べます！

医療機関の診療情報から対象の方に糖尿病性腎症の重症化予防の生活習慣支援のご案内を送付します。かかりつけ医と連携して保健指導を行います。食事や運動、お薬のことなどお話を伺いながら進めていきます。
※なお、かかりつけ医の意見や病状等の事情によりご参加いただけない場合もございます。
※令和6年度から、後期高齢者医療制度で加入の方も同様のプログラムを利用できるようになりました。



看護師プラン

専門の看護師が面談や電話で指導します。市役所内の部屋でお約束した時間に個人面談を行うほか、タブレット端末を利用したオンライン面談もお選びいただけます。



薬局プラン

普段利用しているかかりつけ薬局で、くすりを受け取る際に面談を行います。プログラムの参加は、かかりつけ薬局からのご案内いたします。下記のかかりつけ薬局の方はぜひ、ご相談ください。

薬局名	住所
榎本調剤薬局	富士見町1-31-18 1階
岩崎薬局	富士見町4-9-18
あさひ調剤薬局	柴崎町2-14-25
立川調剤薬局	柴崎町2-17-19
あさひの薬局	柴崎町2-17-20
なの花薬局立川駅前店	柴崎町3-8-2 1階
アストロ薬局	柴崎町6-19-22
しんわ薬局立川店	錦町1-17-13

薬局名	住所
にしやま薬局	錦町2-7-8
マロン薬局にしき店	錦町4-5-3 1階
アイン薬局立川錦町店	錦町4-2-22
榎本調剤薬局立川北口店	曙町2-11-2 フロム中武7階
トリル薬局本店	曙町2-34-6 1階
さつき薬局立川店	高松町2-1-27 1階
たかまつ調剤薬局	高松町2-25-24
クリーン薬局	栄町2-59-19

薬局名	住所
アイン薬局立川栄町店	栄町6-11-11
ときわ薬局	幸町2-46-4
サンキ薬局	幸町3-1-5
れんげ薬局立川店	柏町3-3-10
あんず薬局立川店	柏町3-23-4 ハイムフォルトウーナ102
ミント薬局柏町店	柏町4-2-41
トリル薬局上砂町店	上砂町3-30-3
まつなか薬局	西砂町6-6-19

※令和6年(2024年)3月現在のものであり、変更されることがあります。

保険料について

(所得割額の料率・均等割額をすえおきました)

物価高騰に伴う市民生活への影響を鑑み、令和6年度も引き続き、所得割額の料率と均等割額をすえおきました(平成31年度からすえおいています)。賦課限度額については、法定限度額から乖離かいりが大きくなってきているため、後期高齢者支援金分のみ引き上げました。

●令和6年度の保険料率等

区分	計算の基礎	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(40～64歳の方のみ)
所得割	前年中の総所得金額等から基礎控除43万円を引いた額(=①)	①×6.58%	①×2.24%	①×1.69%
均等割	加入者1人当たり	32,100円	11,700円	14,500円
年間賦課限度額(1世帯当たり)		630,000円	210,000円	160,000円

Point 保険料の計算方法と 納付義務者

国民健康保険料は、「医療給付費分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」で構成され、加入者それぞれについて『**所得割**』(所得に応じて計算される保険料)と『**均等割**』(1人当たり定額でかかる保険料)を計算し、世帯で合算したものが各世帯の1年間(4月から翌年3月)の保険料になります(年度途中の加入の場合、令和7年3月までの加入月数に応じて計算します)。

国民健康保険料の納付義務者は世帯主です。
世帯主の方が会社の保険等に参加されている場合、同一世帯の方が国保に参加している場合は、世帯主の方宛てに納入通知書等をお送りします。

保険料の軽減・減免などについて

③～⑥については申請が必要です。

① 所得が少ない世帯への軽減

世帯主および加入者の総所得金額等の合計(軽減判定所得)が、以下のような世帯は、保険料の均等割額を自動的に軽減します。

軽減判定所得が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割軽減
43万円+(29.5万円×加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減
43万円+(54.5万円×加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減

- 65歳以上で公的年金を受給されている方がいる世帯は、公的年金所得から15万円を差し引いた額を軽減判定所得とします。
- 保険料は前年の所得に応じて計算されます。**前年に所得がなかった方も、その旨を申告**することにより上記軽減の対象となることがありますので、**忘れずに申告をお願いします**。



② 未就学児の保険料(均等割額)の免除

未就学児の均等割額は、無料となります(国制度で5割軽減、残りの5割を立川市独自の制度で軽減します)。

③ 非自発的失業者にかかる保険料の軽減

会社の倒産やリストラなどにより離職された方が一定の要件を満たした場合、給与所得を100分の30として所得割の保険料を算定します。申請にはハローワークで発行される「雇用保険受給資格者証」が必要です。詳細はお問い合わせください。

④ 旧被扶養者であった方への保険料の軽減

会社の健康保険などの「被用者保険」に参加していた方が75歳になり「後期高齢者医療保険」に参加したことで、その被扶養者の方(65歳以上75歳未満)が、新たに国保に参加する場合、申請により保険料の軽減が受けられます(加入から2年を経過する月まで均等割額を5割軽減します)。

⑤ 産前産後期間の保険料の軽減

出産する方の出産(予定)日の前月から4か月〔多胎妊娠の場合は出産(予定)日の3か月前から6か月〕相当分の保険料が、申請により免除されます。

⑥ 保険料の減免・納付猶予

災害・病気・ケガ・失業その他特別の事情により、あらゆる資産の活用を図ったにもかかわらず、生活困窮のため保険料の納付が著しく困難と認められる場合には、納期限までに申請することで、保険料が減免されることがあります。また、徴収を一時的に猶予できる場合もあります。

お問い合わせ

☎042(523)2111

お手続き

市役所本庁舎1階 保険年金課(6番窓口)

国保・後期高齢者医療の保険証・医療費に関すること、医療費の適正化に関すること

医療給付係

内線1399、1400、1401、1402、1424

国保財政・人間ドック・脳ドック受診利用補助に関すること

業務係

内線1390

特定健康診査・特定保健指導・後期高齢者医療健康診査に関すること

健康推進課
(庁舎外：健康会館)

健康診査☎042(527)3272〔直通〕、内線4740
保健指導☎042(527)3272〔直通〕、内線4732

国保・後期高齢者医療の保険料の計算に関すること

賦課係

内線1406、1407、1416、1422

国保・後期高齢者医療の保険料の納付相談に関すること

収納課

内線1249～1263